

地方公共団体は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するため、健全化判断比率および公営企業に関する資金不足比率を前年度の決算により算定し、監査委員の審査に付したうえで議会に報告し、公表することになっています。

これらの財政指標は、財政状況をわかりやすく客観的に指標化することで、町民の皆様に理解を深めていただくと共に、健全な財政運営を維持する判断基準として、重要な役割を果たすものです。

なお、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上となった場合には「財政健全化計画」を、財政再生基準以上となった場合には「財政再生計画」を定めなければなりません。また、公営企業についても、公営企業会計ごとに、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には「経営健全化計画」を定めなければなりません。

野木町の令和3年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率は、下表のとおりすべての指標が基準を下回りました。しかし、この財政指標が基準以下であれば財政運営上なんら問題がないということではなく、今後持続可能な財政構造の確立を図るためには、この指標を分析し、町にとって必要な行政サービスを十分に考慮しながら、行政改革に取り組んでいく必要があります。

◆健全化判断比率 ※「－」は、赤字が生じていないため、当該数値については該当なしを表します。

項目	野木町	早期健全化基準	財政再生基準	県内市町平均	全国市区町村平均
実質赤字比率	－	14.50%	20.00%	－	－
連結実質赤字比率	－	19.50%	30.00%	－	－
実質公債費比率	7.0%	25.0%	35.0%	5.4%	5.5%
将来負担比率	8.9%	350.0%	－	16.3%	15.4%

◆資金不足比率 ※「－」は、資金不足が生じていないため、当該数値については該当なしを表します。

公営企業	野木町	経営健全化基準
水道事業会計	－	20.0%
下水道事業会計	－	

用語解説

・実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。

・連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。

・実質公債費比率

一般会計等が負担する公債費等の標準財政規模に対する比率(3年平均)です。

・将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的負債の標準財政規模に対する比率です。

・資金不足比率

公営企業ごとの事業規模に対する資金不足額の比率です。

・標準財政規模

地方公共団体が標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額です。

シリーズ 野木町のごみ処理 130

問生活環境課 ㊟(57)4246

プラ容器ペール品での火災について

9月11日(日)と25日(日)に南部清掃センターから搬出したプラ容器ペール品で火災が発生しました。幸い小規模なもので、短時間の休止で処理を再開しました。

11日の火災の原因は加熱式電子タバコが原因によるものでした。加熱式電子タバコは不燃ごみになります。加熱式電子タバコのみを袋に入れて出してくださいをお願いします。

以下のごみも火災の原因となりますので分別の徹底をお願いします。



スプレー缶

中身を使い切った後、穴を開けて、スプレー缶・カセットガスの分類で不燃ごみの集積所へ出してください。

ライター

ガスを使い切った後、スプレー缶・カセットガスの分類で不燃ごみの集積所へ出してください。

リチウムイオン電池等

金属端子部分をテープで絶縁後、家電量販店やホームセンターの回収ボックスへ入れてください。(使用している製品例：ノートPC、ハンディファン、モバイル充電器等)